

千葉県卸売市場関係事務処理要領 【別表】

事項	主体	様式	提出書類	備考	関連法令等
○地方卸売市場の 認定申請	開設者	別記様式第1号	① 認定申請書	認定を受けようとする日までに申請 議会又は取締役会の議事録等	法第13条第2項
		省令様式第7号	② 業務規程		法第13条第3項
		別記様式第7号	③ 業務規程の策定に関する意思決定を証する書面		様式1号注意
		別記様式第7号	④ (直近年度の)運営状況報告書		省令第17条第3項第1号二
			⑤ 欠格事由※に該当しないことを誓約する書面	公設の卸売市場の場合は不要	省令第17条第3項第1号ホ ※法第5条第2～4号
			⑥ 取引方法(せりや相対の取引)が公表されていることを証する書類	公表しているホームページのアドレス、又は掲示している状況の写真	省令第17条第3項第4号
			⑦ 代金決済方法(支払期日や支払方法)が公表されていることを証する書類	公表しているホームページのアドレス、又は掲示している状況の写真	省令第17条第3項第4号
			・その他の遵守事項を定めた場合は以下の書類		
			⑧ 取引参加者の意見を聴取した際の議事録等		省令第17条第3項第5号イ
			⑨ 定めた理由が公表されていることを証する書類	公表しているホームページのアドレス、又は掲示している状況の写真	省令第17条第3項第5号ロ
○以下の資料(⑩～⑰)については、法改正前に開設許可を受けていた地方卸売市場は、添付を省略できる。(省令附則第2条第3項)					
			⑩ (開設者に係る)定款		省令第17条第3項第1号イ
			⑪ (開設者に係る)登記事項証明書		省令第17条第3項第1号ロ
			⑫ (開設者に係る)役員名簿及び役員の履歴書		省令第17条第3項第1号ハ
			⑬ 卸売市場の施設の配置図		省令第17条第3項第2号
			⑭ (卸売業者に係る)定款	卸売業者が開設者と同一の場合は不要	省令第17条第3項第3号イ
			⑮ (卸売業者に係る)登記事項証明書	卸売業者が開設者と同一の場合は不要	省令第17条第3項第3号ロ
			⑯ (卸売業者に係る)役員名簿	卸売業者が開設者と同一の場合は不要	省令第17条第3項第3号ハ
		別記様式第2号	⑰ (卸売業者に係る)直近年度の事業報告書		省令第17条第3項第3号二

事項	主体	様式	提出書類	備考	関連法令等
<p>○認定事項の変更申請</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">申請が必要な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設者の変更 ・市場面積の10%を超える施設面積の増減 ・開設者の組織人員の10%以上の減少 ・卸売業者の変更で1社もいなくなる場合 ・業務規程の変更で、業務の方法又は遵守すべき事項の変更を内容とする場合 </div>	開設者	<p>別記様式第3号</p> <p>別記様式第1号</p>	<p>① 認定事項の変更に係る認定申請書</p> <p>② 変更後の認定申請書</p> <p>③ 認定申請時に添付する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務規程の変更を伴う場合は以下の書類 <p>④ 変更後の業務規程</p> <p>⑤ 変更に関する意思決定を証する書面</p>	<p>変更しようとする日までに申請</p> <p>議会又は取締役会の議事録等</p>	<p>法第6条第1項</p> <p>省令第25条第1項</p> <p>様式3号注意3</p>
<p>○認定事項の軽微な変更届出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">届出が必要な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設者の名称、住所、その代表者の氏名の変更 ・卸売市場の名称の変更 </div>	開設者	<p>別記様式第4号</p> <p>別記様式第1号</p>	<p>① 認定事項の軽微な変更に係る届出書</p> <p>② 変更後の認定申請書</p> <p>③ 認定申請時に添付する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務規程の変更を伴う場合は以下の書類 <p>④ 変更後の業務規程</p> <p>⑤ 変更に関する意思決定を証する書面</p>	<p>変更の日の7日後までに届出</p> <p>議会又は取締役会の議事録等</p>	<p>法第6条第2項</p> <p>省令第27条第1項</p> <p>様式4号注意4</p>
<p>○認定事項の軽微な変更報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">報告が必要な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場面積の10%以内の施設面積の増減 ・取扱品目ごとの取扱いの数量、金額に関する事項の変更 ・業務の運営体制に関する事項(組織人員が10%以上減少する場合を除く)の変更 ・業務の運営に必要な資金の確保に関する事項の変更 ・市場内の卸売業者に関する事項の変更 ・卸売業者以外の取引参加者に関する事項の変更 ・業務規程に関する事項の変更(業務の方法又は遵守すべき事項の変更を内容とする場合を除く) </div>	開設者	<p>省令様式第7号</p> <p>別記様式第1号</p>	<p>① 運営状況報告書(「7 認定事項の軽微な変更の状況」の欄に記載)</p> <p>② 変更後の認定申請書</p> <p>③ 認定申請時に添付する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務規程の変更を伴う場合は以下の書類 <p>④ 変更後の業務規程</p> <p>⑤ 変更に関する意思決定を証する書面</p>	<p>年度経過後4か月以内に提出※</p> <p>※運営状況報告書の提出に併せて提出し、変更の都度の報告は不要</p> <p>議会又は取締役会の議事録等</p>	<p>法第12条第1項</p> <p>省令第27条第2項</p>

事項	主体	様式	提出書類	備考	関連法令等
○業務の休廃止の届出	開設者	別記様式第5号	① 業務の休止又は廃止に係る届出書	休止又は廃止の日の30日前までに届出	法第7条 省令第28条第2項
○中央卸売市場の認定申請の届出	開設者	別記様式第6号	① 中央卸売市場の認定申請に係る届出書	中央卸売市場の認定申請後速やかに届出	法第8条第2項 省令第29条
○事業報告書の提出	卸売業者	別記様式第2号	① 事業報告書	事業年度経過後90日以内に開設者に提出	法第13条第5項第5号5(2) 省令第21条第1項
○運営状況報告書の提出	開設者	省令様式第7号 別記様式第2号	① 運営状況報告書 ② 事業報告書	年度経過後4か月以内に提出	法第12条第1項 省令第30条第1項 省令第30条第2項
○地方卸売市場認定証再交付の申請	開設者	別記様式第9号	① 地方卸売市場認定証再交付申請書		